

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成28年6月30日(2016.6.30)

【公開番号】特開2016-14505(P2016-14505A)

【公開日】平成28年1月28日(2016.1.28)

【年通号数】公開・登録公報2016-006

【出願番号】特願2014-136831(P2014-136831)

【国際特許分類】

F 24 F 1/16 (2011.01)

【F I】

F 24 F 1/16

【手続補正書】

【提出日】平成28年5月17日(2016.5.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明に係る空気調和機の室外機は、平行かつ垂直に配置された2本のヘッダーパイプ、及び2本のヘッダーパイプの間に配置され、2本のヘッダーパイプと連通する複数の扁平管を備えた熱交換器と、ヘッダーパイプの下端部に設けられ、ヘッダーパイプを保持するとともに電気浸食を防止する第一の絶縁部材と、扁平管の下端部に設けられ、扁平管を保持するとともに電気浸食を防止する第二の絶縁部材と、を備え、第二の絶縁部材は、扁平管の側部を挟持する挟持部を備え、挟持部は、扁平管の下端と接触することなく、扁平管の側部のみを挟持して保持するものである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

平行かつ垂直に配置された2本のヘッダーパイプ、及び前記2本のヘッダーパイプの間に配置され、前記2本のヘッダーパイプと連通する複数の扁平管を備えた熱交換器と、

前記ヘッダーパイプの下端部に設けられ、当該ヘッダーパイプを保持するとともに電気浸食を防止する第一の絶縁部材と、

前記扁平管の下端部に設けられ、当該扁平管を保持するとともに電気浸食を防止する第二の絶縁部材と、

前記扁平管の下端部に設けられ、当該扁平管を保持するとともに電気浸食を防止する第二の絶縁部材と、

を備え、

前記第二の絶縁部材は、前記扁平管の側部を挟持する挟持部を備え、

前記挟持部は、前記扁平管の下端と接触することなく、前記扁平管の側部のみを挟持して保持する

ことを特徴とする空気調和機の室外機。

【請求項2】

前記挟持部は、断面U字状の部位を有しており、前記断面U字状の部位に前記扁平管が挿入され、当該扁平管の下端と、前記断面U字状の部位の底部との間に間隙が形成された状態で、前記扁平管の側部のみを挟持して保持する

ことを特徴とする請求項 1 に記載の空気調和機の室外機。

【請求項 3】

前記熱交換器が設置される底板を備え、

前記第二の絶縁部材は、

前記熱交換器と前記底板との間隙に介挿され、前記熱交換器と前記底板との間隙を埋める、

ことを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 に記載の空気調和機の室外機。

【請求項 4】

前記熱交換器が前記第一の絶縁部材及び前記第二の絶縁部材を介して前記底板に立設され、

前記底板は、

前記底板から垂直に起こされ、前記第二の絶縁部材が取付けられるフランジを備え、

前記第二の絶縁部材は、

前記フランジと掛合されるフックを複数有し、前記フランジと前記第二の絶縁部材とが前記フックを介して掛合されることで、前記第二の絶縁部材が前記フランジに取付けられる、

ことを特徴とする請求項 3 に記載の空気調和機の室外機。

【請求項 5】

前記第二の絶縁部材は、

前記フランジに係合する形状をなし、かつ、前記第二の絶縁部材の前記フランジ上での位置を決める位置決め用リブを備え、前記位置決め用リブが前記フランジと係合することで、前記第二の絶縁部材が前記フランジ上で位置決めされる、

ことを特徴とする請求項 4 に記載の空気調和機の室外機。

【請求項 6】

前記第二の絶縁部材は、

排水用の穴を少なくとも 1 つ備えた、

ことを特徴とする請求項 1 ~ 請求項 5 の何れか一項に記載の空気調和機の室外機。